

勝山市林道橋 P C B 塗膜調査・分析業務委託

勝山市

特記仕様書

業務名：勝山市林道橋PCB塗膜調査・分析業務委託

業務場所：勝山市 170 字奥山ほか 地係

第1条 適用

- 1 本特記仕様書は、『設計業務等委託共通仕様書（令和5年4月版）福井県土木部』（以下「共通仕様書」という）でいう特記仕様書で本委託に適用する。
- 2 業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるもののほか、「林道規程」、「林道技術基準」、「林道施設長寿命化対策マニュアル」、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第5版）」及びこれらに関連する図書等によるものとする。
- 3 本特記仕様書に明示なき一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 業務目的

本業務は、現況の塗膜に含まれている可能性がある有害物質（PCB）について、試料採取や分析を行うものとする。

第3条 対象橋梁

本業務の対象となる橋梁名等は、別紙PCB調査対象橋梁位置図のとおりとする。

第4条 業務計画書

契約締結後速やかに本業務の実施体制を整えるとともに、関係資料の収集・整理や業務内容の確認を行い、試料採取・分析方法や実施方針等を記載した業務計画書を作成する。

第5条 現地踏査

調査に先立ち、現地条件（塗膜採取箇所、採取数量、近接方法、塗膜採取方法、作業の支障となる枝葉の状況等）の把握を行う。

第6条 塗膜試料採取

- 1 採取箇所及び採取量は、塗膜の劣化等がなく、かつ直射日光や水掛かりの影響を受けにくい場所で採取場所毎に1箇所以上とする。採取量は、上塗から下塗までの全ての塗膜について適切に分析できる量とする。
- 2 試料採取は従来工法又は湿式工法を用いて適切に採取するとともに、ビニールシート養生等を使用し、周辺への飛散防止に努めなければならない。
- 3 作業員の健康障害防止のため、手袋、防塵衣類、安全メガネ等を着用すること。
- 4 試料採取にあたっては脚立の使用を想定しているが、現地踏査結果や試料採取

工法により、脚立の使用が適さない場合には、協議の上、変更することができるものとする。

- 5 作業にあたり支障となる枝葉等がある場合は、速やかに発注者に報告するとともに、発注者が行う関係者との協議調整に協力すること。なお、伐採作業については受注者が行うものとする。

第7条 塗膜復旧

- 1 採取した塗膜部分の復旧塗装を実施する。
- 2 使用する塗料については、下塗上塗兼用塗料を標準とし、適正に養生しなければならない。

第8条 PCB 分析

採取した塗膜試料について、JIS や環境省が定める方法で、含有量試験 (PCB) を行う。

なお、含有量試験結果については、速やかに監督職員へ報告し、溶出試験 (PCB) の実施について指示を受けること。

第9条 塗膜試料処分

除去した塗膜は産業廃棄物として適切に処分すること。なお、PCB が 0.5 mg/kg以上検出された場合は、PCB 廃棄物となり、発注者が処分することになるため、速やかに監督職員へ報告して指示をうけること。

第10条 報告書

本業務の成果として、調査結果 (分析結果も含む) について整理し、作成した資料の取りまとめを行う。

第11条 土地への立ち入り等

1. 現地踏査および現地試料採取を実施する場合、調査員の内1人は、必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたること。
2. 身分証明書については、土地等の所有者、その他関係者からの請求があった時は、これを提示すること。
3. 調査業務の実施に伴う植物の伐採、垣・柵等の除去又は、土地もしくは工作物の一時使用により生じる損害について受注者の負担とする。

第12条 打ち合わせ

打ち合わせは、業務着手時・中間・成果品納入時の3回行うものとする。なお、新たに業務の追加がない限り、回数は設計変更の対象としない。

業務着手時：1回 中間打ち合わせ時：1回 成果品納入時：1回

また、業務に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行うものとし、打ち合わせ後速やかに提出するものとする。

第13条 他機関との協議

調査実施に係る手続き等が発生した場合は、速やかに監督職員に連絡し、その指示によらなければならない。

第14条 貸与資料

本業務において必要となる下記の既存資料については、監督職員と協議のうえ、書面にて通知し承認を得た後に貸与されるものとする。但し、資料の貸与を受け際には、借用書（様式自由）を監督職員に提出すること。

1. 平成30年度農山漁村整備交付金 勝山市林道橋定期点検業務委託
2. その他業務履行上に必要な発注者の所有する資料

第15条 安全管理

受注者は、交通状況に則した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は、請負者の責任において措置するものとする。

橋面下に降りる場合の転落滑落について十分注意するとともに適切な安全対策を実施すること。

第16条 沿道対応

本業務実施中、沿道利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するとともに、その結果を監督職員に報告すること。

第17条 守秘義務

本業務における成果は、全て勝山市に帰属するものとし、受注者は本業務から知り得た情報について許可なく使用してはならない。

第18条 成果品の提出

提出する成果品は、次のものとする。

A4 サイズ 1部

電子データ 1部

その他 監督職員の指示による

第19条 その他

本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は速やかに監督職員と協議すること。成果品納入（完了検査終了）後であっても、成果品について不備または不明瞭な点等が生じた場合は、誠意をもってこれに対処すること。また、受注者側の過誤および発注者側の指示による軽微な修正に要する費用は無償とする。

本業務の履行に際し、監督職員と常時連絡等の速やかな対応が行えるようにす

ること。